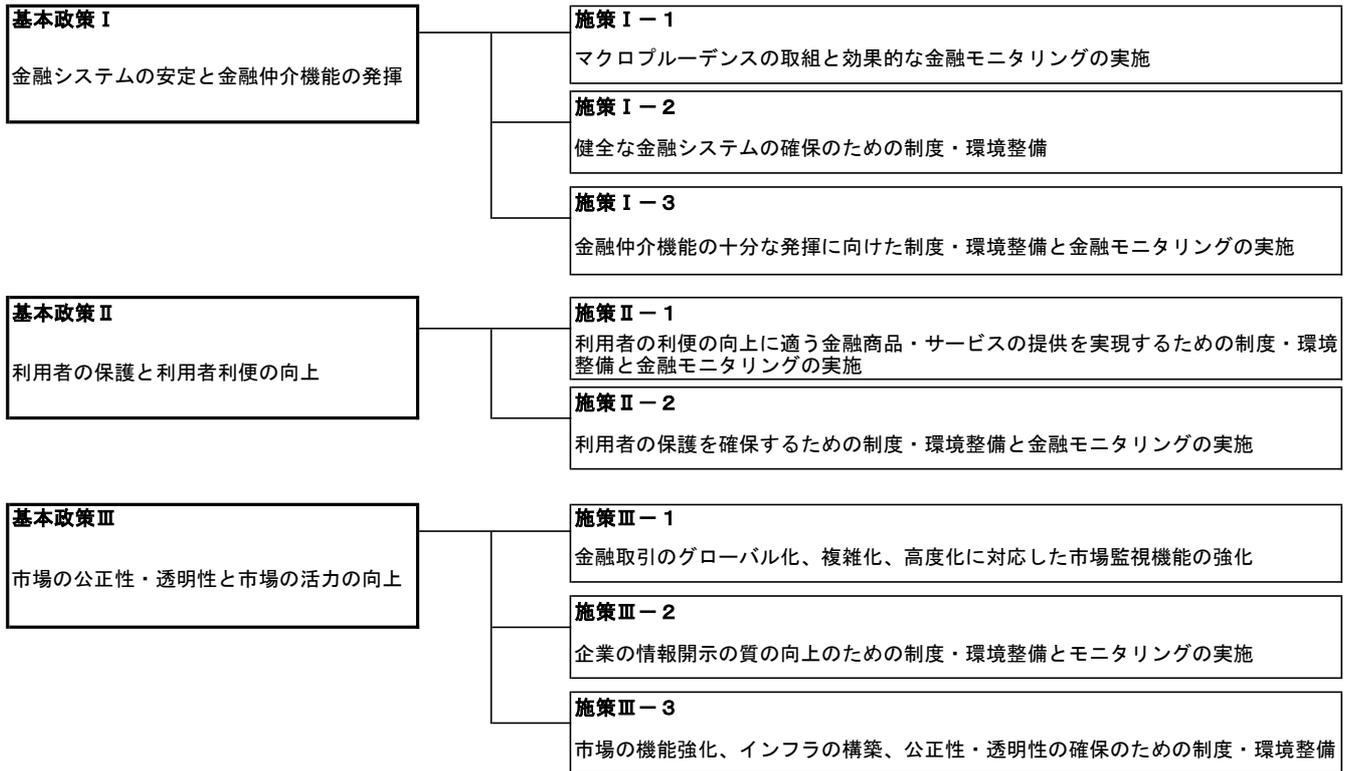


平成29年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成29年4月～30年3月)

平成30年6月
金融庁

平成29年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

- 施策 1 (Measure 1): IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応 (Strategic response to environmental changes such as the advancement of IT technology).
- 施策 2 (Measure 2): 業務継続体制の確立と災害への対応 (Establishment of business continuity arrangements and response to disasters).
- 施策 3 (Measure 3): その他の横断的施策 (Other cross-cutting measures).

<金融庁の行政運営・組織の改革>

- 施策 1 (Measure 1): 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化 (Improvement of the financial authority's governance and strengthening of its comprehensive policy functions).
- 施策 2 (Measure 2): 検査・監督の見直し (Review of inspection and supervision).
- 施策 3 (Measure 3): 金融行政を担う人材育成等 (Human resource development for financial administration, etc.).

29 年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。

また、各業態の健全性指標の目標値を達成したほか、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な議論を踏まえ、関連告示及び監督指針の改正等を実施したほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

しかしながら、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、I A I Sで検討されているI C Sの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題がある。

| |
|--|
| 施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施 |
|--|

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）**【達成度の判断根拠】**

金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促したほか、「平成 28 事務年度金融レポート」において、顧客本位の金融仲介の取組を実践することで、足下の厳しい環境下においても、比較的安定した収益を確保している地域銀行の事例を公表し、その取組内容について広く周知を行った。

また、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報や金融機関によるガイドラインの積極的な活用を促した。

しかしながら、施策の目標（金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること）と照らし合わせてみると、企業アンケート調査の中で、メインバンクは担保・保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業が全体の 4 割、正常先上位でも 2 割強となっており、引き続き事業性評価に基づく融資等の取組を促進していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

国民の安定的な資産形成の促進という観点から、顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、金融機関による取組の「見える化」を促進したほか、NISA制度の利便性向上や周知等や、投資教育の推進等による金融リテラシーの普及に向けた取組を行った。また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、障がい者や高齢者の利便性向上に向けた取組を行った。このほか、退職世代等に対する金融サービスのあり方について、資産の有効活用等の観点から検討を進めた。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、法制度整備、情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証や顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行うなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めた。

しかしながら、施策の目標（金融サービスの利用者の保護が図られること）と照らし合わ

せてみると、銀行カードローンへの対応等、引き続き取り組むべき課題がある。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した 市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

証券取引等監視委員会においては、適切に検査・調査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を行うなど、市場の公正性・透明性の確保に貢献しました。また、海外当局との緊密な連携や市場関係者との意見交換など、市場規律の強化に向けた取組についても積極的に行った。また、金融商品取引業者等の規模・特性等を勘案しつつ、全ての金融商品取引業者等のビジネスモデルの分析（高齢化の進展が証券会社の業務に与える影響等の調査等）、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを実施した結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を行った。

金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者に対し、行政処分を行うなど、金融商品取引業者における業務運営体制の改善に向けた取組を進めた。また、顧客本位の業務運営の定着や、内外の経済・金融環境の変化を踏まえたビジネスモデルの持続可能性について、大手証券会社グループの社外取締役等と深度ある対話を行った。また、日本証券業協会等と連携し、各業界における課題の検討等を行った。

しかしながら、現在は市場監視におけるITの活用のうちAIを導入した新たな市場監視システムの本格運用に向けた整備過程にあり、施策の目標に照らし合わせてみると、ITの進展等に伴い取引の高速化や複雑化、新たな金融商品・取引の開発が進んでいる近年の市場動向を踏まえ、現在の調査・検査の手法や着眼点等について見直しの余地がないか不断に検証するなど、引き続き取り組むべき課題がある。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備と モニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融庁においては、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における企業情報の開示・提供のあり方についての検討・報告書の取りまとめ、フェア・ディスクロージャー・ルールに係る所要の政令・内閣府令等の整備、I F R Sの任意適用企業の拡大及び企業会計審議会監査部会における監査報告書の透明化に係る監査基準の改訂案の取りまとめ等を実施したことから、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証、I F I A Rへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行った。

施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の 確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、必要な施策の議論等を行い、30年6月に、コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を行いました。

市場機能の強化に向けて、国債取引等の証券決済の強化や取引所外取引の議論について、

関係者と連携し、取組の支援を実施したほか、市場インフラの安定性確保等に向けて、ETF の設定・交換等に係る政令・同等性告示の改正、店頭デリバティブ取引情報集計の結果の公表及び店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催などの取組を行いました。

金融業の拠点開設サポートデスクで受け付けた相談に適切に対応したほか、全銀協 TIBOR 運営機関による指標算出業務の状況について適切にフォローアップを実施した。

(横断的施策)

施策1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

IT技術の進展等の環境変化の中で、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すると共に、市場の信頼確保や利用者の適切な保護を図ること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

IT技術の進展等に伴う環境変化に対応していくため、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において、業態別の法体系を機能別・横断的なものにするについて検討し、中間整理を公表したほか、「銀行法等の一部を改正する法律」(29年6月2日公布、30年6月1日施行)の関係政令・内閣府令等を整備するなど、金融機関によるオープンAPI導入に向けた環境整備を行った(なお、オープンAPIを導入した金融機関数については、32年度までに目標は達成される見込み)。また、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談への対応、XML電文に対応した全銀EDIシステムに係る周知活動や金融EDI情報を活用した電子領収書の発行等に向けた検討などの取組を進めた。

仮想通貨交換業者等への対応では、立入検査の結果等を踏まえた業務改善命令等を通じて態勢整備を求めたほか、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施した。

株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行に向け、所要の政令・内閣府令等を整備したほか、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行った。

施策2 業務継続体制の確立と災害への対応

【達成目標】

金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るとともに、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促すこと

東日本大震災及び平成 28 年熊本地震による被災者の生活・事業の再建を支援すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融庁業務継続計画等について、その実効性を検証したほか、政府防災訓練に参加するとともに、業務継続計画の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練等や、全国銀行協会、銀行等との合同訓練を実施した。

また、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携した実践的な訓練を実施した。

さらに、東日本大震災及び平成 28 年熊本地震への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促した。

しかしながら、金融庁の業務継続計画等について、業務継続体制の充実・強化を図るためにさらに実効性の高い取組を行う必要があり、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 3 その他の横断的施策

【達成目標】

国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化により、グローバル化した金融システムの安定と発展を確保し、我が国経済の持続的な成長、世界経済の安定・発展に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること

基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

最終化を迎えた国際的な金融規制改革の議論に貢献するとともに、金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取組ました（指標①）。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけを行うとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行った。

その他、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの公表、本ガイドラインを踏まえたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応状況に係る

モニタリングの実施等については目標を達成するなど、取組を進めることができた。

しかしながら、情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施については、新たなセキュリティ上の脅威の発生等、情報セキュリティに係る環境変化に対応するため、セキュリティ・IT人材の育成については更に強化する必要性を認識しているなど課題は残っている。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上と金融庁の総合政策機能の強化

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融を取り巻く内外の環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくため、「平成29 事務年度 金融行政方針」を踏まえ、有識者からの提言・外部からの意見等の金融行政への継続的かつ的確な反映方法の検討を行った。

また、金融庁の施策等の内容について、タイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信にも努めた。金融庁 Twitter フォロワー数や新着情報メール配信サービス登録件数に着実な増加が見受けられるほか、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は昨年度と比べ増加した。

金融行政の参考となる調査研究を実施し、その分析等の成果物を金融庁金融研究センターのウェブサイトで公表するとともに、コンファレンス、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層のネットワーク強化を図った。

金融上の課題の包括的検討について、外部有識者に対しヒアリングを実施するとともに、政策評価有識者会議における委員からの示唆を施策の検討等に活用した。

施策2 検査・監督の見直し

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するため、検査・監督のあり方を見直すこと

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融モニタリング有識者会議が29年3月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理した「金融査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を公表（29年12月）し、パブリックコメントを実施した（30年2月まで）。

意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国11の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し、（のべ60回開催、各回20～30人規模）主な意見を公表した（30年3月）。

個別の分野についても、対話会や個別のヒアリングの場で伺った金融機関の取組事例を取りまとめ、公表した（30年3月）。

施策3 金融行政を担う人材育成等

【達成目標】

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

組織文化の変革のためには、まずは、職員の行動を変えていくことが重要であり、そのために必要な人事評価の見直し等、人事改革に向けた取組が着実に進展した。